

ID: 185

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の完成検査		
法令名 根拠条項	消防法 第11条第5項前段		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条第5項の規定による。</p> <p>第11条</p> <p>5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p> <p>危険物の規制に関する政令第8条第1項から第3項までの規定による。</p> <p>(完成検査の手続)</p> <p>第8条 法第11条第5項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。</p> <p>3 市町村長等は、完成検査を行つた結果、製造所にあつては第9条及び第20条から第22条まで、貯蔵所にあつては第10条から第16条まで及び第20条から第22条まで、取扱所にあつては第17条から第19条まで及び第20条から第22条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第11条の2第1項の検査(以下「完成検査前検査」という。)に係るものを除く。)に適合していると認めるときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日